

第 11 回教育委員会会議

令和 6 年 7 月 16 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第24号

令和 7 年度使用中学校教科用図書の採択にかかる答申について

令和 7 年度使用教科用図書の採択について（義務教育諸学校）

1. 基本方針

- ① 義務教育諸学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用しなければならない。
- ② 中学校教科用図書の採択について、今年度においては、新たに全種目の教科用図書の採択を行う。
- ③ 新たに採択する教科用図書については、「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき設置された大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「教科用図書選定委員会」という。）の厳正かつ公正な調査・研究を経た答申を参照し、教育委員会において採択する。
- ④ 教育委員会は、採択権者の判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。

2. 採択の仕組み

- ① 教育委員会が教科用図書選定委員会を設置し、選定について諮問
教育委員会も並行して調査・研究
- ② 教科用図書選定委員会（地区部会）に設置された各調査会による調査・研究並びに報告資料の作成
- ③ 各調査会の報告に基づき、教科用図書選定委員会（地区部会）による調査・研究並びに答申資料の作成
- ④ 地区部会からの報告を受けた教科用図書選定委員会が教育委員会に答申
- ⑤ 教育委員会において採択

